

令和 8 年度大阪市教育局事務局指導部こどもサポートネット スクールソーシャルワーカー(会計年度任用職員)募集要項

1 募集人数

3名

2 業務内容

- (1) 担当区の学校園の教育的支援に関する学校園への指導・助言
 - (2) 担当区域の小中学校でのスクリーニング会議(構成員:対象校の管理職・担任・養護教諭・スクールカウンセラー)への参画、各学校で各種支援が必要であると認められた児童生徒について、アセスメント及びその支援方針を検討し、適切な支援機関を見立てる。
 - (3) 区役所配置コーディネーターとの連携・スーパーバイズ
 - (4) 区役所配置コーディネーターと連携し、支援が必要な児童生徒及び保護者を区役所・保健福祉センター等の福祉関係部署につなぐ。
 - (5) 民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、支援が必要な児童生徒及び保護者を地域における見守り等につなぐ。
 - (6) 担当区域における、保健福祉施策に関する情報を把握する。
 - (7) こどもに関する地域の資源(インフォーマルな資源を含む)を把握する。
 - (8) 学校や区役所関係職員等に対し、学校と福祉の連携に関する研修を実施する。
 - (9) 教育委員会事務局および区役所の職員の指揮命令系統のもと、上記その他の業務を行う。
- (注) こどもサポートネット事業については、大阪市ホームページの「大阪市こどもサポートネット」を参照してください。 <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000436277.html>

3 応募資格

- (1) 以下のいずれかの要件を満たす者
 - ・ 社会福祉士又は、精神保健福祉士の資格を有する者
 - ・ 児童福祉司としての実務経験を有する者
 - (2) 地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当しない者
- 【地方公務員法第 16 条(抜粋)】
(欠格条項)
1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

※特記事項

- ・ 本業務へ従事するに当たっては、(令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。) に基づき、特定性犯罪の前科の有無を

確認するための犯罪事実確認が必要となる。

- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしている。
- ・このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認する予定としている。
- ・詳細については、採用選考過程及び採用内定後に案内を予定している。
- ・なお、上記に対し虚偽の報告をするなど、「重要な経歴の詐称」が発覚した場合、採用の取り消しを行うこととする。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文を参照

4 任用期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

(注) 勤務実績に応じて、2回まで再度の任用がされる場合があります。（再度の任用の有無については、年度末に決定します）

5 勤務条件等

(1) 勤務日数・時間

週3日・18時間勤務(1日6時間勤務)

午前10時から午後4時45分(休憩45分含む)を基本とします。

勤務日数・時間については、採用時に通知します。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

月曜日から金曜日のうち勤務日以外

(3) 勤務場所

担当区の区役所

担当区については、採用時に通知します。

(4) 報酬等（1年目）

・週3日18時間

報酬(月額)	【初級】238,960円
	・社会福祉士、または、精神保健福祉士の資格を有し、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）としての実務経験が令和8年11月1日時点で3年未満の者
	・児童福祉司としての実務経験を有し、本市のSSWとしての実務経験が令和8年11月1日時点で6年未満の者
	【中級】245,224円
	・社会福祉士、または、精神保健福祉士の資格を有し、SSWとしての実務経験が令和8年11月1日時点で3年以上6年未満の者
	・児童福祉司としての実務経験を有し、本市のSSWとしての実務経験が令和8年11月1日時点で6年以上の者
	【上級】249,284円
	・社会福祉士、または、精神保健福祉士の資格を有し、SSWとしての実務経験が令和8年11月1日時点で6年以上の者

(注) 別途、期末勤勉手当が支給されますが、採用時期により金額は異なります。

(注) 上記報酬等は、募集時点のものです。採用時には変更されることがあります。

(注) 上記の他に通勤にかかる費用弁償等が支給されます。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

・週3日18時間

年次休暇	付与日数：5 日 付与期間：11 月 1 日～3 月 31 日
特別休暇	【有給】 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・育児時間休暇 ・ドナー休暇 ・子の看護休暇※1 ・短期介護休暇※1 等(※1) 別途取得要件あり 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇

その他、育児休業等制度（無給）、介護休暇等制度（無給）、病気休暇制度（有給）あり。
（別途取得要件あり）

（注）上記休暇等は、募集時点のものですが、採用時には変更されることがあります。

(6) 社会保険

なし

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに受験申込書の内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 筆記(論文) 審査

(2) 口述(面接) 試験

7 選考日及び選考会場

選考日：令和 8 年 10 月 14 日（水曜日）

選考時間：午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分の間

選考場所：大阪市役所本庁舎

選考日時及び場所については、別途通知します。

8 申込方法

以下の(1)から(6)の書類等を角形 2 号封筒に入れて送付してください。

(1) 受験申込書 1 通

（注）必要事項を記入し、過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を貼付してください。

（注）受験申込書は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

（注）両面印刷をしてください。

(2) 「3 応募資格(1)の資格のいずれか」を有していることが証明できる書類(登録証の写し等) 1 通

(3) スクールソーシャルワーカーとしての実務経験があれば証明できる書類 1 通

（在職証明等ただし、本市におけるスクールソーシャルワーカーとしての実務経験を証明する書類は不要）

(4) 論文 1 通

「これまでの自身の経験を活かし、スクールソーシャルワーカーとして何ができるか」について、800 字程度の論文を作成し提出してください。

（注）論文用紙は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

（注）必ず自筆で作成してください。

(5) 申し立て書 1 通

（注）申し立て書は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

(6) 受験票送付用として長形 3 号封筒(宛先明記・320 円分切手貼付：特定記録郵便) 1 通

○受付期間

令和8年9月25日(金曜日)から令和8年10月8日(木曜日)午後5時必着

(注)簡易書留にて後掲の申込先まで送付してください。

(注)令和8年10月8日(木曜日)は持参による申込受付を行っています。受付時間は、午前9時30分から午後5時までです。

○申込先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導グループ)

大阪市役所3階

※Osaka Metro 御堂筋線、京阪本線「淀屋橋駅」下車 北へ100m

○結果の発表

選考の結果については面接終了後、2週間以内に通知します。なお、選考結果については、受験者全員に通知します。(受験者本人以外にはお知らせできません)

○登録合格者について

合格者の他に、若干名を登録合格者(採用予定者)とし、通知します。

登録合格者について、令和8年度中に「こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー」の補充採用を行うこととなった場合は、評定の上位者から順に採用についての連絡をします。(採用を保証するものではありません)

なお、登録合格については、令和9年2月28日(日曜日)まで有効とします。

9 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

10 問合せ先

大阪市教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導グループ)

電話番号 06-6208-9174

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと